

保育所・認定こども園・幼稚園

施設の種類

認可保育所

利用の申込み先 子育て支援課 ▶p.29

保護者が月64時間以上就労しているなど、家庭で保育ができない乳幼児を保育する施設です。

幼稚園

利用の申込み先 各幼稚園 ▶p.30

保護者の就労の有無などに関わりなく、希望により利用できる幼児期の教育を行う施設です。

認定こども園

利用の申込み先 【保育部分】子育て支援課 ▶p.29
【幼稚園部分】各認定こども園 ▶p.30

保育所と幼稚園が一体又は併設(隣接)され、保育所と幼稚園の機能や特徴を併せ持つ施設です。

認可外保育施設

利用の申込み先 各施設 ▶p.30

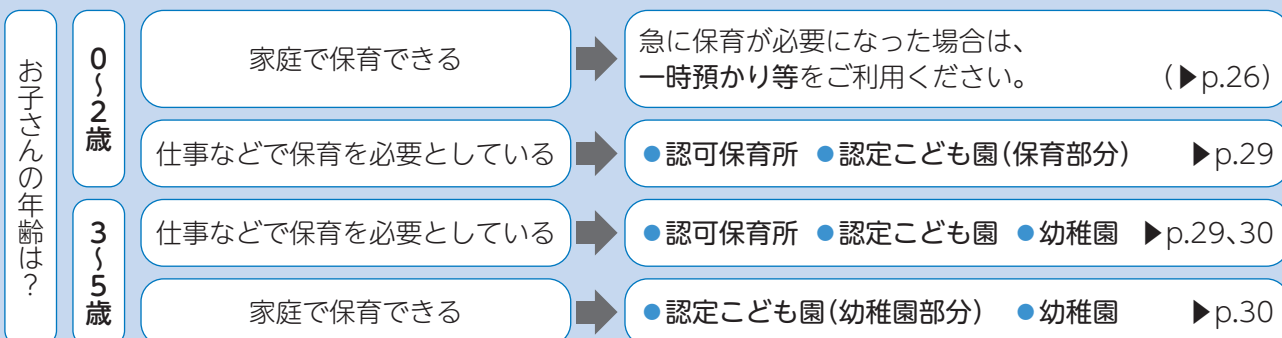
児童福祉法に基づく保育所の認可を受けていない保育施設です。それぞれ独自性を持って保育に取り組み、運営しています。

企業主導型保育施設

利用の申込み先 各施設 ▶p.30

認可外保育施設のうち、従業員の子どもを対象とした保育施設の設置・運営に係る費用助成を国から受けている保育施設です。従業員の子ども以外の受け入れも可能です。

◆施設選びのフローチャート



※認可外保育施設、企業主導型保育施設の利用要件は、各施設にお問合せください。

利用申込み

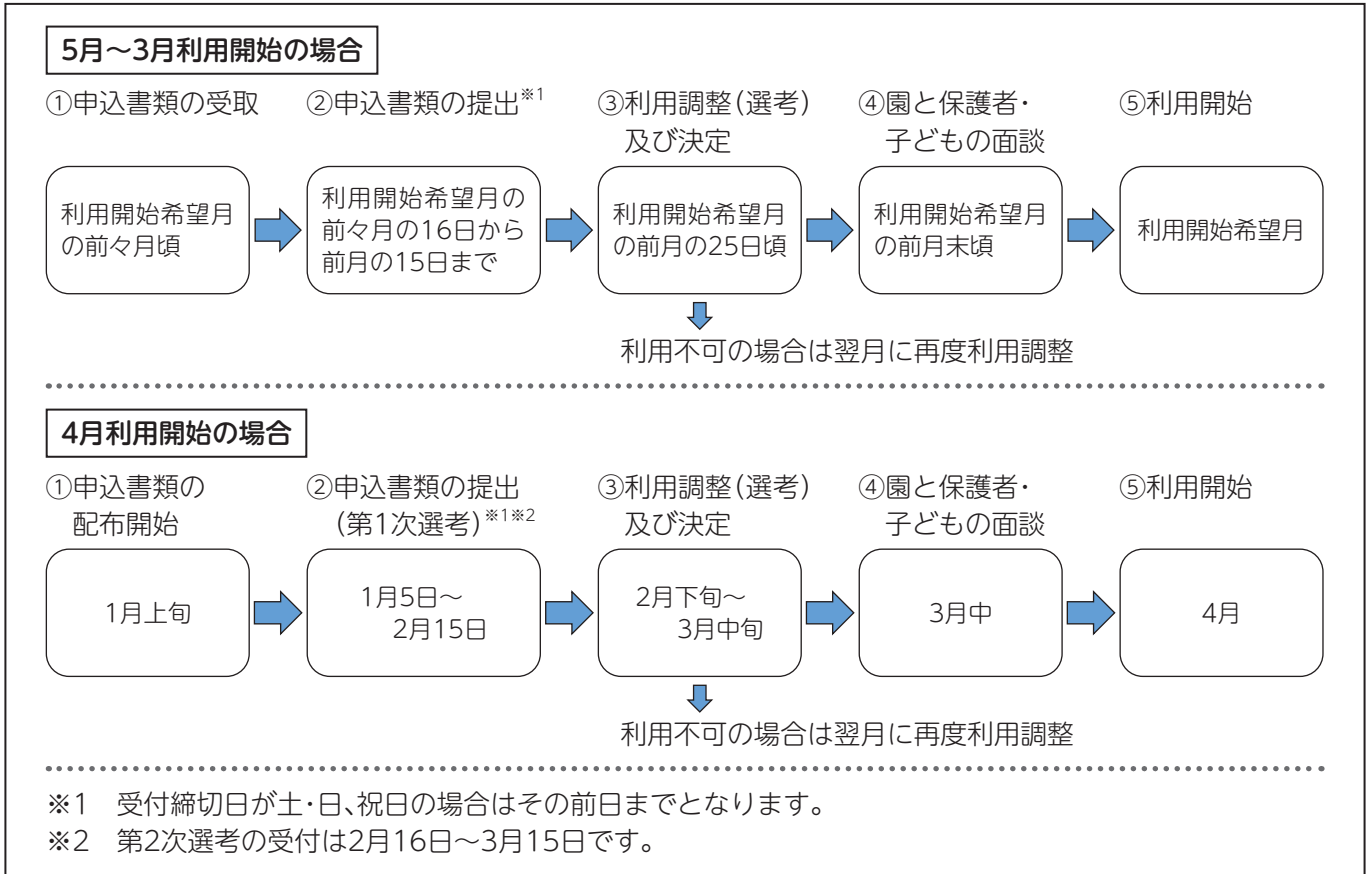
認可保育所・認定こども園(保育部分)

問 子育て支援課 ☎ 32-4111(内線304)

認可保育所は、0歳から小学校就学前までの子どもについて、保護者が仕事や病気などで日中保育することができない場合に、保護者に代わって保育する施設です。
認可保育所の利用要件(就労など)は「保育所等利用申込みの御案内」をご覧ください。



◆**利用手続** 申込書類の配布・受付は、子育て支援課の窓口で行っています。



◆**保育料** 保護者の市町村民税の所得割額等に応じて小樽市が決定します。
※幼児教育・保育の無償化については31ページをご覧ください。

幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)

問 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)…各園

幼稚園は、満3歳から小学校就学前までの子どもを対象とする学校です。子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園と新制度に移行した幼稚園があり、利用手続などが異なります。

◆利用手続

4月からの利用については、10月上旬から各園で願書の配布が始まります。それ以外の月からの利用は、各園に随時お問合せください。

利用申込みは、各園で行っていますので、詳細は直接お問合せください。

私立幼稚園連合会のホームページにも情報が掲載されています。



◆保育料

新制度に移行した幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)は、保護者の市町村民税の所得割額等に応じて小樽市が決定します。新制度に移行していない幼稚園は、各園で定めた料金になります。

※幼児教育・保育の無償化については次のページをご覧ください。

認可外保育施設

問 各施設

児童福祉法に基づく保育所としての認可を受けていない保育施設です。それぞれ独自性を持って保育に取り組み、運営しています。

◆利用手続・保育料

利用申込みは、各施設で行っていますので、詳細は直接お問合せください。

保育料は、各施設で定めた料金になります。

※幼児教育・保育の無償化については次のページをご覧ください。

企業主導型保育施設

問 各施設

従業員の子どもを対象とした保育施設の設置・運営に係る費用助成を国から受けている保育施設です。従業員の子どものだけでなく、保育を必要とする地域の子どもの受け入れも可能です。

◆利用手続・保育料

利用申込みは、各施設で行っていますので、詳細は直接お問合せください。

保育料は、各施設で定めた料金になります。

※幼児教育・保育の無償化については次のページをご覧ください。